

第 1 4 期第 2 3 回

札幌市農業委員会総会議事録

日 時：令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 2 時

場 所：札幌市役所本庁舎 18 階 第 2 常任委員会会議室

第14期第23回 札幌市農業委員会総会
出席者名簿

議席	氏名	出欠
1	生野 隆雄	出席
2	山本 和夫	出席
3	藤井 徹	出席
4	大西 智樹	欠席
6	上山 雅彦	欠席
7	千葉 悦子	出席
8	氏家 正喜	出席
9	平佐 雅勝	出席
10	橋場 和実	出席
11	吉田 長幸	出席
農地利用最適化 推進委員	遠山 覚	議案第4号の調査 員として出席
農地利用最適化 推進委員	中田 浩二	議案第5号の調査 員として出席
農地利用最適化 推進委員	伊達 寛記	議案第5号の調査 員として出席

事務局	事務局長 高本 俊	
	次長 村上 史明	
	振興係長 後藤 園恵	
	農地係長 宮崎 伸一	

総会に係る付議議案等

区 分	議 題	備 考
議案第1号	「令和6年度最適化活動の点検・評価」について	
議案第2号	令和8年度農林関係税制改正要望について	
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	
議案第4号	現況証明について	
議案第5号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について	
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	
報告第2号	農地所有適格法人報告書等の提出について	
報告第3号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について	
報告第4号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	
報告第5号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	
報告第6号	現況証明について(事務局長専決)	
報告第7号	地目変更登記に係る登記官からの照会について(事務局長専決)	

第 14 期第 23 回農業委員会総会 議事録

令和 7 年 5 月 26 日 (月)

発 言 者	議 事 内 容
議 長	<p>これより第14期札幌市農業委員会第23回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席状況でございますが、大西委員と上山委員から欠席の連絡がありました。委員総数10名中、出席者8名で過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、議席番号8番の氏家委員と議席番号9番の平佐委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日は、議案5件、報告7件となっております。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>なお、発言する際は、議長の許可を得てから発言してください。</p> <p>はじめに、議案第1号「令和6年度最適化活動の点検・評価」について上程いたしますが、推進委員の個別の評価に関わることが含まれておりますので、推進委員の皆さまは一旦退出をお願いいたします。</p> <p>(遠山委員、中田委員、伊達委員 退室)</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
振 興 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>農業委員会では、令和4年度から、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、推進委員及び農業委員会の最適化活動の具体的な状況について、年度ごとに目標に照らして点検・評価を行った上で公表することとされております。</p> <p>資料1-1をご覧ください。農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について点検・評価するものでございます。</p> <p>まず、「Ⅰ 農業委員会の状況」につきましては、目標を設定した令和6年4月1日現在の状況を記載しております。</p> <p>次に、2ページの「Ⅱ 最適化活動の実施状況」に移りまして、1「最適化活動の成果目標」をご覧ください。(1)「農地の集積」につきましては、②目標の表の左、一番下の累計の集積面積の目標1,006haに対して、③実績の表の左中段、集積面積の実績は851.29haでした。新規集積面積についても、②目標の表の左中段、152haに対して、③実績の左上段でマイナス2.29haであり、いずれも目標を下回りました。目標に対する達成状況は③実績の左、最下段の84.6%となりました。</p> <p>次に、(2)「遊休農地の発生防止・解消」につきましては、令和5年度末の利用状況調査における遊休農地面積67.31haについて、そのすべてが</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>基盤整備等が必要な農地である黄区分であり、草刈り等により耕作可能な農地である緑区分はありませんでした。</p> <p>令和6年度の実績は、3ページの③実績の欄、アのbの黄区分の遊休農地の解消の方向性について検討し、解消に向けた取組みの内容や時期を盛り込んだ工程表を策定しました。また、④その他の一番下の枠、農業委員会の点検結果としては、遊休農地は非農地判断のほか、営農再開で11.6ha減少。また、新たに遊休農地を発生させないという目標を達成することができました。</p> <p>続きまして、その下(3)「新規参入の促進」につきましては、新規参入者へ貸付等を行うことについて、農地所有者の同意を得た農地面積を公表することとされており、②目標を13.22haとしておりました。</p> <p>4ページに移りまして、③実績で、同意を得た面積として公表した面積は29.58haで、目標に対する達成状況は223%となりました。点検結果としては、相続や貸借終了等のタイミングで所有者の意向を確認したほか、農地を自ら耕作できないという所有者からの相談が多く寄せられ、目標を達成しました。</p> <p>続きまして、2「最適化活動の活動目標」に移ります。</p> <p>まず、(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たり月6日を目標としておりました。各推進委員の活動実績についてはこのあとご説明いたします。</p> <p>次に、(2)「活動強化月間の設定」につきましては、①目標で、3つの取組項目ごとに1回ずつ設定しており、②実績で「農地の集積」に向けた取り組みとして11月にかけて地域計画策定に向けた協議の場へ参加。10月に「遊休農地の発生防止・解消」に向けた取り組みとして各推進委員と農地の現況確認・今後の方向性の検討を行い、情報共有を図りました。また、3月に「新規参入の促進」の取り組みとして新規就農フェアへ参加し、就農希望者への説明を行い、3つの目標は達成しました。</p> <p>続きまして、5ページの(3)「新規参入相談会への参加」につきましては、①目標で、令和7年3月の「北海道新規就農フェア」への参加を設定し、②実績といたしまして、当初の予定通り「北海道新規就農フェア」に推進委員2人が参加し、目標を達成しました。</p> <p>次に、下から2つ目の枠「目標の達成状況の評語」についてご説明します。</p> <p>この評語は、先ほどご説明いたしました最適化活動の3つの成果目標及び活動目標の達成状況に応じた点数によって定められているものです。1枚めくっていただき、右側の「別表 目標の達成状況の評語の適用方法」</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>と書かれた資料によりご説明いたします。</p> <p>まず、【表2】をご覧ください。(1) 成果目標について、①「農地の集積」につきましては、達成率 90%未満のため1点、②「緑区分の遊休農地の解消」につきましては、本市においては緑区分の遊休農地がなく、新たに緑区分の遊休農地は発生しなかったため、達成率 110%以上となり5点、③「新規参入の促進」につきましては、達成率 110%以上の5点となります。</p> <p>続きまして(2) 活動目標でございますが、①「活動強化月間の実施」については、3月以上実施しましたので1点、②「新規参入相談会への参加」については、推進委員が2人参加しましたので、1点加算され、表2での合計は13点となります。</p> <p>この点数を【表1】に当てはめると、2番目の「10点以上、15点未満」となり、評語は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。</p> <p>資料の5ページに戻りまして、中段の「目標の達成状況の評語」にこの結果を反映しています。</p> <p>次にその下の【推進委員等の点検・評価結果】ですが、このあとご説明する推進委員1人ずつの点検・評価についても、達成状況に応じた点数によって評語が定められており、それぞれの評語に当てはまる人数を記載しております。「目標に対し期待を上回る結果が得られた」のは1人、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」のは7人、「目標に対して期待を(やや)下回る結果となった」のが7人です。</p> <p>続きまして、6ページの「Ⅲ 事務の実施状況」についてご説明いたします。</p> <p>まず、1「総会、部会の開催実績」ですが、令和6年度は総会を12回開催いたしました。</p> <p>続きまして、2「農地法第3条に基づく許可事務」については、1年間の処理件数は15件、3「農地転用に関する事務」については、1年間の処理件数が9件です。</p> <p>最後に4「違反転用への対応」でございますが、6年度末の「違反転用面積」は21.7haで、新たな違反転用地の解消はありませんでした。</p> <p>農業委員会の最適化活動の実施状況及び目標の達成状況については以上となります。</p> <p>続きまして、資料1-2をご覧ください。推進委員15人の最適化活動についてそれぞれ点検・評価するものです。</p> <p>まず、1「推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価」に</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>ついてご説明します。(1)「最適化活動の実施状況」では、年間の活動内容と活動日数、日数に応じた評点を記載しております。(2)「成果目標の達成状況及び自己点検・評価の結果」の①「成果目標の達成状況」では、先ほどご説明した農業委員会の成果目標の達成状況を、推進委員の担当区域ごとに集計し、その達成状況に応じて評点をつけております。</p> <p>次に、右横の②「自己の点検・評価」については、推進委員が自らの活動を振り返って記載したものです。</p> <p>次に、一番下の2「農業委員会による点検・評価」では、評点の合計点とそれに応じた「全体としての評語」を記載し「総会で出された意見」として事務局案を記載しております。各推進委員についてご意見があれば、この欄に反映させていただきます。なお、この欄については、活動日数と成果目標について分けて記載しておりますが、成果目標については札幌市全体について記載したものであり、全推進委員に同じ内容を記載しております。</p> <p>この点検・評価につきましては、開いている資料1-2の左ページA4版の2「推進委員等の評語」に基づき評価するものですので、併せてご覧ください。</p> <p>それでは、1人ずつご説明いたします。</p> <p>まず、第1地区の①の委員ですが、月の平均活動日数は6日、合計点は最下段の表で左枠の17点となり、別表の資料の【表1】に当てはめると、「15点以上、20点未満」となり、全体としての評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。</p> <p>次に同じ表の右枠「総会で出された意見」の欄の記載内容をご覧ください。活動日数については、現地確認を中心とした活動を行い活動日数目標を達成した。今後の幅広い最適化活動に期待したいと思います。</p> <p>成果目標については、担い手への集積が思うように進みませんでした。5地区中4地区で所有者の意向確認が進んだことにより、市全体として新規参入の促進に係る目標を達成しました。</p> <p>なお、成果目標については全委員共通ですので以後省略いたします。</p> <p>次に裏面②の委員は、月の平均活動日数は4.92日で合計点は11点。評語は「目標を(やや)下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標をやや下回りましたが、地域の話し合いへの参加に力を入れており、今後の積極的な活動に期待したいと思います。</p> <p>③の委員は、月の平均活動日数は5.42日で合計点は11点。評語は「目標を(やや)下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標をやや下回りましたが、出し手・受け手の意向</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>把握や新規就農者のフォローアップ等に力を入れており、今後も幅広い活動を続けてほしいと思います。</p> <p>④の委員は、月の平均活動日数は6日で、合計点は17点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>前年度に引き続き活動日数目標を達成しました。新規就農者のフォローアップや新規参入相談会への参加もしており、今後も積極的な活動を続けてほしいと思います。</p> <p>続いて第2地区に移ります。⑤の委員は、月の平均活動日数は6.17日で、合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>現地確認を中心とした活動を行い、前年度に続き活動日数目標を達成しました。今後の幅広い最適化活動に期待したいと思います。</p> <p>⑥の委員は、月の平均活動日数は2.83日で合計点は11点。評語は「目標を（やや）下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標を下回りましたが、担当エリアに精通しており、今後の積極的な活動に期待したいと思います。</p> <p>⑦の委員は、月の平均活動日数は3.42日で合計点は11点。評語は「目標を（やや）下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数については目標を下回りましたが、新規就農者のフォローアップも行っており、今後の積極的な活動に期待したいと思います。</p> <p>次に第3地区です。⑧の委員は、月の平均活動日数は6.25日で合計点は16点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>前年度に引き続き活動日数目標を達成しており、新規参入希望者の相談対応や新規就農者のフォローアップに力を入れています。最適化活動全般にわたり十分に活動しています。今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>⑨の委員は月の平均活動日数は7.58日で合計点は16点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>前年度に引き続き活動日数目標を達成しており、新規就農者のフォローアップに力を入れています。今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>次に第4地区です。⑩の委員は月の平均活動日数は6.08日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>活動日数目標を達成しており、新規就農者のフォローアップ等を積極的に行っています。今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>⑪の委員は、月の平均活動日数は5.92日で合計点は11点。評語は「目</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	<p>標を（やや）下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数についてはやや目標を下回りましたが、出し手・受け手の意向把握や新規参入希望者の相談対応等を積極的に行っており、今後も幅広い活動に期待したいと思います。</p> <p>⑫の委員は、月の平均活動日数は5.5日で合計点は11点。評語は「目標を（やや）下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数についてはやや目標を下回りましたが、新規参入希望者の相談対応や新規就農者のフォローアップ等を積極的に行っており、今後も幅広い活動に期待したいと思います。</p> <p>⑬の委員は、月の平均活動日数は8.08日で合計点は23点。評語は「目標に対して期待を上回る結果が得られた」です。</p> <p>現地確認を中心とした活動を行い、活動日数目標を上回りました。新規参入希望者の相談対応や新規参入相談会への参加もしており、今後も農業者の相談対応を継続してほしいと思います。</p> <p>最後に第5地区です。⑭の委員は月の平均活動日数は5.58日で合計点は11点。評語は「目標を（やや）下回る結果となった」です。</p> <p>活動日数についてはやや目標を下回りましたが、担当エリアに精通しており、今後の積極的な活動に期待したいと思います。</p> <p>⑮の委員は月の平均活動日数は6.33日で合計点は19点。評語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」です。</p> <p>現地確認を中心とした活動を行い、活動日数目標を達成しました。今後の幅広い最適化活動に期待したいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤 井 委 員	<p>遊休農地の関係で地域の一覧表がないからわからないですけども、私の地区は一部荒らされて非常に困っています。これはどういう風に対応したらいいですか。色々お願いしても一切改善されないんです。どこにお願いしたらいいのか。私どもの方でも被害を受けております。推進委員の誰がやってくれているのか、一覧表がないので分かりませんので、そういった推進委員の担当地域の一覧表が欲しいです。</p>
事務局次長	<p>推進委員がどの区域を回っているかわかるようなものをご用意します。</p>
藤 井 委 員	<p>先日も部長（事務局長）に言いましたが、再生協議会もあるので、幅がちよっと広いものだから。どこで改善してくれるのか。</p> <p>国会議員に、札幌の農業がひどいということで話もしました。</p> <p>排水が悪くなったり、害虫や害獣の被害を受けたりしています。その根</p>

発 言 者	議 事 内 容
藤 井 委 員	源が、一部の組織が介入しているんです。そこに。それが大きな問題だと思うんです。なので、私が国会議員に頼んでいるんです。
議 長	一部の組織というのは。
藤 井 委 員	組織が農地を担保に取っていて、改善がされない。それがネックだと思うんです。農地を守るのが農業委員会であり農業者であります。どこに言っても全然効果がないので、農水省に言うしかないのではないかと考えています。
議 長	今の発言に関連して、ご質問、ご意見はございませんか。
平 佐 委 員	農地が担保になっているから、結局耕作もされないし、農地の維持活動もされないから、それによってそこで、害虫や害獣が棲みついて被害が起きているという話ですかね。
藤 井 委 員	農業者が経営破綻し、家畜もない、機械もない、何もないという状況で遊休農地化しているといったことです。これは以前、農業委員会に質問したことがあります。札幌市にも問題があるのではないかと。
議 長	そのまま放ってしまっているということですか。
藤 井 委 員	そうです。
議 長	分かりました。 話題が個別の事案になってきておりますので、議案に戻りまして、事務局の説明につきまして、他にご質問、ご意見はございませんか。
平 佐 委 員	点検評価表の遊休農地の解消・発生防止活動の実施したものに丸を付ける欄について、不明所有者等の探索という項目がありますが、これは結構ハードルが高いのではないのかと思います。推進委員が調べられるものなのでしょうか。
事務局次長	おっしゃるとおりハードルが高いと思いますが、この様式は国から示されているものを使用しております。 例えば、事務局が不明所有者を探す際に、推進委員にお願いできることがあればそういう活動もあるかもしれないですけど、実際はかなりハードルが高いことはご指摘のとおりかと思えます。
平 佐 委 員	そういう項目があると丸が付けられず、空欄が多いから活動されていないように受け止められると思いますが、ハードルが高いということで、わかりました。
議 長	他にご質問、ご意見はございませんか。
藤 井 委 員	色々な項目で評価点が付けられていますが、これはどこが評価しているのでしょうか。農業委員の中の代表なのか、会長なのか、事務局がやられているのか。
振 興 係 長	国が定めた基準が、参考に添付している別表になっておりますので、こ

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	れに当てはめて点数を付けております。活動日数などの項目によって自動的に当てはめております。
藤 井 委 員	評価を付けるときは、農業委員会でやっているから会長は参加しているのですか。
振 興 係 長	会長は、事務局で作成した案を、決裁の形で見ていただいております。
事務局次長	<p>国から示されている様式に関して、毎月推進委員から活動報告をいただき、その活動内容をこちらの様式に当てはめて、日数や面積などの項目で点数をつけて評価しております。</p> <p>総会で出された意見の欄につきましては、事務局案として載せているものでございますので、各推進委員の評価について、本総会で、この委員はこういう評価ではなくてこういう意見を付けたいということであれば、ご審議の中で決めていただくこととなります。</p>
藤 井 委 員	<p>遊休農地の解消等の項目についても、ほとんど丸がついていない。他の委員から質問がありましたが、空欄でもやりましたで終わらせるのか、そこだと思えます。実際には、札幌市内もかなり遊休農地が出てきていると感じていますので、この部分をもう少しハードルを上げて活動してもらいたいと思えます。</p> <p>農地がたくさんありますので、周辺に影響が出てくれば、推進委員に少し頑張ってもらって、地域の状況を見てもらいたいと思っています。</p>
議 長	<p>それでは、今のご意見を踏まえ、事務局にご検討いただき、今まで以上に良い方向に持っていきたいと思えます。</p> <p>他にご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	<p>異議がありませんので、議案第1号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで推進委員の議事復帰をお願いいたします。</p> <p>(遠山委員、中田委員、伊達委員 入室)</p> <p>続きまして、議案第2号「令和8年度農林関係税制改正要望」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振 興 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>この改正要望については、事前に原案をご確認いただき、意見聴取を行ったところ、特段の意見等はございませんでした。</p> <p>つきましては、昨年度の要望が実現されていないことから、今回も引き続き要望することとし、資料2-1及び2-2のとおり、「市民農園に係る改善措置」と「譲渡所得税特別控除額の引き上げ」を要望することとし、北海道農業会議へ提出してよろしいかご審議願います。</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	説明は以上でございます。
議 長	以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第2号につきましては原案どおり決定いたします。 続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。
農 地 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>3ページの申請番号31-401番につきましては、市街化調整区域内の農地に農業用施設を整備するため、農地を転用したいというものでございます。本件については、3月の総会で議案としてご審議いただきましたが、判断の根拠となる情報を事務局で整理する必要があるとして表決が保留となりました。その後、収穫物の年間収穫予定量の算定誤りが判明し、これに伴う計画の見直しにより申請の一旦取下げの申し出があり、4月の総会での報告を経て、このたび再申請されたものでございます。</p> <p>場所でございますが、資料3-1の位置図をご覧ください。</p> <p>申請地は、農用地区域内農地ではなく、市中心部より北東へ約10kmの市街化調整区域に位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められるため、甲種農地に該当すると判断されます。</p> <p>現在は収穫物や農機具を野ざらしで保管している状況にあり、収穫物や農機具が傷んだり盗難の危険性もあることから、農業経営に必要な農業用施設を整備するというものです。</p> <p>次に資料3-2をご覧ください。</p> <p>土地の利用計画は、農業用倉庫が836.2㎡、通路が3,016.7㎡で、転用面積は3,852.9㎡となっております。</p> <p>再申請では当初の申請で誤りのあった収穫物の年間収穫予定量を正しく見積もり、また、倉庫内のレイアウトも見直し、改めて必要な面積を算出した結果、倉庫面積は当初と比較して6割ほどに減少しております。</p> <p>次に、3月の総会の際に判断の根拠となる情報に関して、委員のみなさまからいくつか質問がございましたので、そちらについて申請者に確認した内容を補足としてご説明いたします</p> <p>まず、「もみ殻や枯草のロールをどのように処分しているか」という点については、もみ殻については堆肥として利用し、ロールについては畜産牧場の家畜の敷き藁として利用しているとのことでした。</p>

発 言 者	議 事 内 容
農地係長	<p>「昨年度のそばの収穫量や販売先」については、収穫量は夏と秋の合計で2,524kgでして、収穫したそばは製粉後、関連会社が経営するそば屋で提供しているとのことでした。</p> <p>これまでご説明しましたとおり、本申請につきましては、3月の総会時に、耕作面積に対して大きすぎるのではないかといった意見が出された結果、継続審議となり、また、申請者が当初の申請を取り下げた経緯がございます。このたび倉庫面積を見直して再度申請があったものになりますので、委員のみなさまには、意見書（案）の「農地転用に関する許可基準からみた意見」の「計画面積の妥当性」の欄及び「総合意見」の欄の記載内容についてご審議頂き、許可相当又は不許可相当かをご判断頂きたいと思っております。</p> <p>計画面積が妥当ということであれば、「計画面積の妥当性」の欄を「妥当である。」とし、「総合意見」の欄を「本申請は、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業のための農業用施設の用に供するものであることから、運用通知第2の1の(1)のウの(イ)のcに該当し、許可相当と考える。」とすることを提案いたします。</p> <p>計画面積が妥当ではないということであれば、「計画面積の妥当性」の欄を「妥当ではない。」とし、「総合意見」の欄を「本申請は、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業のための農業用施設の用に供するものであるが、施設の規模が適正ではなく、過大と認められることから、不許可相当と考える。」とすることを提案いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
藤井委員	<p>現地確認はしていただいたのでしょうか。農機具の台数はどうなっていますか。</p>
農地係長	<p>農機具については、業務委託しておりますので、委託先の方で作業しています。</p>
藤井委員	<p>資料には農機具が野ざらしになっているからとあり、整合性がないと思います。</p>
議 長	<p>藤井委員はそばを通ったりして現地を見て知っているのですか。</p>
藤井委員	<p>トラクターを何台持っているとか、全面的に業務委託しているのかとか、その辺は事務局で把握しているのかということですか。</p>
議 長	<p>このぐらいの広さの農家に対して、今申請が上がっている倉庫はこれくらいだということの中で、この農家は農機具はどの程度あるのかということが気になるということですね。</p>

発 言 者	議 事 内 容
藤 井 委 員	私も作業委託をいただいています、申請者は農機具をほとんど持っていないものですから。
議 長	委託専門ですか。
藤 井 委 員	そうです。堆肥とかもみ殻とか書いてありますけど、実態と説明が合っているのかわからない状況で、永久転用はどうなのかと思います。 私どもも農場から業務委託を受けていますが、ここは農機具を持っていないから、そのあたりを調査したのでしょうか。
農 地 係 長	申請者に確認したところ、業務委託にしておりますので、トラクターを委託先の方から圃場の方へ運搬しているということでした。
議 長	藤井委員は、この施設の大きさと、機械作業を業務委託しているのであれば、これまで大きなものは要らないのではないかとおっしゃっているのですね。
藤 井 委 員	必要かどうかということであれば、必要ないのではないのでしょうか。 配置計画図を見ると、道具も入れると描いています。たぶんこれはトレーラーか何かで、そこで回るための設備ですが、運ぶものがないかもしれず、それが必要なのかが問題です。一時転用ではなく永久転用の申請です。
議 長	みなさんからも忌憚のない意見をお願いいたします。先ほど事務局から説明がありましたように、この件に関しては、許可相当か、不許可相当なのかを決める必要があります。
藤 井 委 員	一時使用ではなく、永久転用なので、一度許可したら問題が出てくると思います。
議 長	実態として藤井委員もそこに農作業の委託で入っているということですから、おそらくはこの件の内容について非常に詳しいと思います。 他の方も何かお考えがあらうかと思いますが、平佐委員は何かご意見はありませんか。
平 佐 委 員	作業委託されているなら申請内容の農機具が傷んでしまうとかいう文言がどうなのでしょう。作業委託ばかりして農機具を全く持ってないというのであれば、これは申請する際に農業用倉庫だと言いたいがために農機具と農作物を入れることにしているように見えますよね。 配置計画図を見ても中にトラクターも作業機も入らず、入るのは牧草ロールと書いていますが、前回の説明ではそば殻を集めたロールという話だったと思いますが、そのあたりが疑問に感じます。
議 長	私は丸くなっているのは牧草ロールでなくそば殻をロールにしたのかと思いました。
平 佐 委 員	実だけで2トンでしたら、ゆったり詰めてもフレコンバック6個までで

発 言 者	議 事 内 容
平 佐 委 員	入ります。1つ1坪としても6坪あれば間に合います。 素直に農業用倉庫ですねとは思えないです。
議 長	橋場委員、ご意見ありませんか。
橋 場 委 員	藤井委員と平佐委員がおっしゃるように、これを本当に永久転用しているのかという気は私もしていました。 もしそのように使うのであれば、毎回報告とか、それぐらいのことをしてもらわないといけないと思います。計算を間違えて一度取り下げてまた計算し直したものをどれだけ信用できるかというところも少しあります。 図を見ても機械がわからない。農作業の機械が入るようには見えないし、物流関係に使うのかなという風なレイアウトという感じはしました。
議 長	氏家委員、ご意見ありませんか。
氏 家 委 員	同じですね。図を見ると、普通ならトラクターが何台とかですが、タイヤショベルだとか、ユンボだとかというのはちょっと疑問ですね。唯一フォークリフトというのはいいと思いますが。 元々の計算を間違っ、倉庫の規模もだいぶ変わりましたし、現況の写真を撮る必要があると思います。現状がわからないと聞き取りだとかでは信用ができないかなと思います。
議 長	千葉委員、いかがですか。
千 葉 委 員	一度取り下げられたということですが、それを鑑みたとしても、やはりまだ過大ではないかなと素人目ですけど思いますね。 ですから認めるというのはまだ早いかなと思います。
議 長	吉田委員はいかがですか。
吉 田 委 員	中沼でこんなにそばを作っているところあるのかというのがひとつと、そば殻をロールにしているのは見たことがありません。麦わらはロールにして敷き藁にするのはありますけど。
農 地 係 長	ロールにするのはそば殻ではなくて、そばを採った残りの茎をロールにして、家畜の敷き藁として利用するというので、そば殻については袋に入れて、堆肥として利用することになります。 ロールは申請者によると36ロール発生するという事です。
吉 田 委 員	36ロールでも、倉庫で836.2㎡ですよ。かなりの坪数になりますけど、そんなに大きいのを作ってどうするのでしょうか。そんなに収量がありますか。
農 地 係 長	収穫物以外にも、倉庫の中で収穫物の積み下ろしなど作業を行うので、トラックの通路部分を確保する必要があるということです。
吉 田 委 員	ちなみに〇〇という会社が近くにあって、遊休地なのか、どんな地目の土地なのかはつきりわかりませんが、残土を入れて埋め立てをして自

発 言 者	議 事 内 容
吉 田 委 員	<p>分の所に巨大な駐車場を作っているんですね。</p> <p>よく見ると整備工場があるようなないような感じで、もしかしたらそちらの方に転用されるのではないかという気がします。本当に純粋に農家で使うのか、何か担保は取れるのでしょうか。</p>
事務局次長	<p>申請をいただいている以上は、判断するに当たっては、その内容が許可の基準に合っているかどうかという判断になろうかと思えます。</p> <p>色々な状況を考えたときに、転用するつもりでやっているだろうという疑いで判断はできないと思えます。</p> <p>ですので、そういう状況も含めてでありますけど、出されてきた計画が圃場に比べて妥当な大きさなのか。農機具もないとか、先ほど色々なお話が出ましたけれど、これがこの圃場に対しての農業用倉庫として計画的に妥当かどうか、本当はどう考えているのかというところまではわかりませんが、そのこの部分の判断になろうかと思えます。</p> <p>ただ、そういう心配があるのであれば、先ほど委員からお話がありましたけど、毎月報告受けるとか、確認するとか、そういうことは必要になると思えますけれども、怪しいからというだけで判断はできないかと思えますので、あくまで審査基準に照らし合わせて、この場合は計画面積が妥当かどうかという判断になろうかと思えます。</p>
議 長	<p>そばの茎をロールにするということですが、そばの茎も乾燥すると結構硬いですよ。家畜の敷き藁とありますが、私は酪農をやっていたのでよくわかるのですが、私なら選びません。なぜならば、茎が硬いから乳房に刺さって傷つけます。なおかつ爪に刺さりやすいのです。あの大きな生き物ですが爪に刺さったらもうアウトですから。乳房や乳頭を傷つけると大変な問題なので、酪農関係を知らない人は牛の敷き藁かと簡単に考えるでしょうけど、茎の硬いものは非常に危ないです。</p> <p>何十年か前ですけど、札幌市も公園等の剪定した枝を、細かくするからうちで使ってくれと来たことありますけど、お断りしました。この場合はやはり爪に刺さるから。あれは結構ナイフ状になっています。その上に寝せると当然爪で立つから刺さり、寝たら乳房を傷つけてしまいます。</p> <p>これは藤井委員もよく知っていると思えますが、そば殻が乾燥したら硬いですよね。</p>
藤 井 委 員	<p>使用の区分としては、家畜の敷き藁だとか、そういうものには利用できません。雑草が入っても最近の牛は弱いから乳房に傷ついたりするので、嫌がりますし。</p>
議 長	<p>先ほど事務局からお答えいただいたように、申請が上がってきたということで前回お示ししました。そして計算間違いだったということで今回の</p>

発 言 者	議 事 内 容
議 長	計画図が出てきました。そして今一人ひとりあえて私は指名してお聞きしたところです。
藤 井 委 員	意見書の案で出てきているので、農業委員会が認めたということになってしまうと、農業委員会の責任になってしまいます。今までの議案でこういうのはどうですかというのはなかったもので、責任ある判断という面でどうなのかと思います。大丈夫ですよと言っていたけど違うように転用されてしまったとき、農業委員会を通っている、意見書も付けているとなると農業委員会の責任になってしまいます。だから私は、そういう状況をしっかり確認しているのであればいいと思いますけど、聞いていると事務方もロールや堆肥の使用の方法とか全く無知みたいなので、それが大丈夫なのかというように思います。現地も見えていないようですし。
議 長	<p>ありがとうございます。前段で事務局の説明があったように、許可相当か不許可相当か、それをここでお話しました。</p> <p>その中で一人ひとりに伺いましたが、ここの反別、耕作しているもの、機械もあまり持っていないで委託しているという中で、この施設は過剰に大きいのではないかというご意見がおおむねでした。</p> <p>それではここで、許可相当とすべきと考えるか、あるいは不許可相当とすべきと考えるか、お諮りをしたいと思います。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」については挙手による表決に付すことにいたします。許可相当とお思いの方は挙手をお願いします。</p>
	(挙手する者なし)
議 長	不許可相当だとお思いの方、挙手をお願いします。
	(挙手する者6名)
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、不許可相当とすべきと考える方が過半数でありましたので、議案第3号につきましては不許可相当と決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第4号「現況証明について」について上程いたします。こちらにつきましては、代表の遠山委員から説明をお願いいたします。</p>
遠 山 委 員	<p>推進委員の遠山です。調査員を代表してご説明いたします。</p> <p>項番1の東区中沼町の件につきまして、5月7日に吉田委員、千葉委員と私の3人で現地調査を行いました。</p> <p>申請地の位置につきましては、資料4-1をご覧ください。</p> <p>申請地は、法施行以前から建物敷地として利用されていた非農地と農地がある土地です。農地であった部分は平成元年から5年の間に資材置場として使用され始め、平成15年頃からは資材置場としては使用されなくなり</p>

発 言 者	議 事 内 容
遠 山 委 員	<p>ましたが、30年以上不耕作の状態で、土地には石が混ざっていたり、コンクリートが敷かれていたりすることから、現状で農地性はなく農地への復元は困難な土地です。</p> <p>そのほか、申請地に係る調査内容は、資料4-2のとおりです。</p> <p>このような現況から、「相当期間不耕作の状態が続いている土地への対応指針」第3条（2）の「人為的に荒廃した土地で、荒廃の起因となった行為から20年程度経過し、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないもの」に該当すると認められることから「非農地」として提案いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。</p> <p>ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議がありませんので、議案第4号につきましては原案どおり決定いたします。</p> <p>ここで、遠山委員は退席されます。</p> <p>続きまして、議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請」について上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
振 興 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>5ページの申請番号30-602番につきましては、新規の使用貸借権設定でございます。借主はタマネギ等を生産する認定農業者でございます。</p> <p>場所でございますが、資料5-1の位置図をご覧ください。4月10日に事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料5-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号60-601番につきましては、新規の貸借権設定でございます。借主はコメ等を生産する予定の個人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料6-1の位置図をご覧ください。4月16日に浅井推進委員と事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料6-2の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は3年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号60-602番につきましては、地区担当の中田推進委</p>

発 言 者	議 事 内 容
振 興 係 長	員からご説明いたします。
中 田 委 員	<p>推進委員の中田です。それではご説明いたします。</p> <p>申請番号 60-602 番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はトマト等を生産する予定の認定新規就農者でございます。</p> <p>場所でございますが、資料 7-1 の位置図をご覧ください。昨年 11 月 11 日に私と事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料 7-2 の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は 3 年間でございます。</p>
振 興 係 長	<p>続きまして、6 ページの申請番号 60-603 番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はカボチャを生産する法人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料 8-1 の位置図をご覧ください。4 月 25 日に畑中推進委員と事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料 8-2 の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は 5 年間でございます。</p> <p>続きまして、申請番号 60-604 番につきましては、地区担当の伊達推進委員からご説明いたします。</p>
伊 達 委 員	<p>推進委員の伊達です。それではご説明いたします。</p> <p>申請番号 60-604 番につきましては、新規の賃借権設定でございます。借主はカボチャを生産する申請番号 60-603 番と同一の法人でございます。</p> <p>場所でございますが、資料 9-1 の位置図をご覧ください。4 月 25 日に私と事務局職員が現地を確認しております。</p> <p>許可要件につきましては、資料 9-2 の調査書をご覧ください。この調査書のとおり、各号に該当していることから、農地を借りる要件を満たしていると考えられます。</p> <p>貸借期間は 5 年間でございます。</p>
振 興 係 長	<p>なお、すべての申請について、事務局職員が現地を確認しております。説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>以上の説明につきまして、ご質問、ご意見をお受けします。ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 5 号につきましては原案どおり決定いた

発 言 者	議 事 内 容
議 長	<p>します。</p> <p>ここで、推進委員のみなさんは退席されます。</p> <p>以上をもって、本日の議案審査を終了いたします。</p> <p>続いて報告事項に移ります。報告第1号から第7号について事務局から説明をお願いいたします。</p>
振 興 係 長	<p>それではご説明いたします。</p> <p>7ページの報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出」について、東区で1件の届出がございました。届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものでございます。</p> <p>8ページの報告第2号「農地所有適格法人報告書等の提出」についてですが、今回は6社の農地所有適格法人及び1社の農地所有適格法人以外の法人から報告書の提出がございました。</p> <p>農地所有適格法人につきましては資料10-1から10-6をご覧ください。</p> <p>資料10-2から10-6の法人につきましては、いずれも、報告書を審査した結果、農地法第2条第3項各号に定める4つの要件「法人形態要件」「事業要件」「議決権要件」「役員要件」をすべて満たしておりますので、農地所有適格法人としての要件を満たしていると認められます。</p> <p>資料10-1の法人につきましては、「事業要件」を満たしておりません。今回の報告分では売上高の過半が農業関連の収入となっておりますが、前回の報告分を含む3年間の合計額で審査することから要件を満たさなかったものです。引き続き、農業関連の売上が上回るよう指導していきます。</p> <p>次に、農地所有適格法人以外の法人につきましては、資料11をご覧ください。</p> <p>報告書を審査した結果、農地法第3条第3項に定める2つの要件である「地域の農業者との適切な役割分担」及び「業務執行役員のうち1名以上の常時従事」を満たしていると認められます。</p> <p>9ページの報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可・公告」について、4月24日の第22回総会でご審議いただき、北海道農業公社に対し、促進計画を定めるべき旨の要請をした件で、公社より札幌市長あてに認可申請があり、札幌市長より認可した旨の通知がありましたのでご報告いたします。</p>
農 地 係 長	<p>続きまして、10ページの報告第4号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、北区で1件、東区で1件、合計2件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、駐車場、個人住宅に転用するもの</p>

発 言 者	議 事 内 容
農地係長	<p>で、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、11ページの報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、「所有権の移転」を伴うものにつきまして、白石区で1件、厚別区で1件、「賃借権の設定」を伴うものにつきまして、北区で1件の届出がありました。</p> <p>この届出は、市街化区域内の農地を、事務所、倉庫、共同住宅、物品販売を営む店舗、駐車場に転用する目的で、権利の移転及び設定を行うもので、届出書を審査した結果、適正であったことから受理したものです。</p> <p>次に、13ページから17ページまでの報告第6号「現況証明」について、中央区で1件、北区で10件、東区で8件、白石区で6件、厚別区で1件、豊平区で6件、清田区で5件、南区で5件、西区で2件、手稲区で1件、合計45件の申請がありました。</p> <p>当該地を調査した結果、建物敷地や宅地等であったことから、すべて「非農地」として現況証明書を交付しております。</p> <p>最後に、18ページの報告第7号「地目変更登記に係る登記官からの照会」について、北区で2件、東区で1件の照会があり、当該地を調査した結果、農地以外の土地であると認められましたことから、「非農地」として回答したものです。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	以上の報告について、何かご質問はございませんか。
藤井委員	資料11の農地所有適格法人以外の法人要件等確認書で、代表者はまだ元気でやっているんですか。
振興係長	担当者がお店に電話を掛けたらご本人が出たということです。
藤井委員	確認したならいいです。体調崩してやられていないと聞いたものですから。環境型農業に取り組んで、代表をやっていたけど脱退しているんですよ。色々問題があるから、農業法人としてしっかりやられているのかなと思ひまして。
振興係長	今のところそういう情報はないです。
議 長	その他、ご質問、ご意見はございませんか。
	(質問なし)
議 長	<p>なければ、これで報告案件を終わらせていただきます。</p> <p>これをもちまして、本日の総会は終了いたします。</p> <p>次回の総会開催でございますが、令和7年6月24日、火曜日、午後2時からの開催を予定しておりますが、ご都合はいかがでしょうか。</p> <p>よろしければ、第24回総会は令和7年6月24日、火曜日、午後2時からといたしますので、よろしくお願いいたします。</p>

開始時間 午後 2 時 00 分 終了時間 午後 3 時 10 分